

岩手県告示第770号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年10月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤住宅工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目2番31号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤眞
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6257号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月26日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年10月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北陽塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町長沼6地割136番地1
 - ウ 代表者の氏名 高橋勝雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8811号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月19日付けで塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年10月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アメニティ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮六丁目31番2号
 - ウ 代表者の氏名 菅村経悦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20187号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月22日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年10月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 スガワラ電気
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町金沢字石名坂17番地
 - ウ 代表者の氏名 菅原肇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第70016号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月29日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。